

○出雲市立図書館資料の収集に関する方針

(平成 20 年出雲市教育委員会訓令第 1 号)

改正 平成 23 年 9 月 28 日教育委員会訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この方針は、出雲市立図書館及び出雲市立平田学習館管理運営規則(平成 18 年出雲市教育委員会規則第 4 号。)第 33 条の規定に基づき、出雲市立図書館が所蔵する図書館資料(以下「資料」という。)の収集に関して、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 資料の収集は、出雲市の文化の発展に寄与し、市民の教養、調査研究、趣味、レクリエーション等の知的要求に応え、生涯にわたる学習活動を支援するため、次の各号に定める資料の収集に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に基づいて行う。

- (1) 市民の知る権利を保障し、市民の求める資料を収集する。ただし、人間の尊厳を著しく傷つけるもの、又は公共の場にふさわしくないものは除く。
- (2) 特定の主義・主張に偏ることなく、自由で公平・公正な資料を収集するとともに、広範で将来想定される市民の要求についても考慮して資料を収集する。
- (3) 社会教育と学校教育との連携のもと、市民が社会情勢や様々な要因によって抱える課題の解決を支援するため、また、子どもの読書活動を推進し、学習活動を支援するため、関係機関との連携・協力を図り、総合的な資料の収集に努める。
- (4) 出雲中央図書館、平田図書館、佐田図書館、海辺の多伎図書館、湖陵図書館及、大社図書館及びひかわ図書館(以下「図書館」という。)は、連携・協力・分担し、各々の規模や特性に応じて、特色ある資料の収集を図る。
- (5) 地域の情報拠点として、時代に対応する図書のほか、雑誌等の逐次刊行物、パンフレット、映像・音声資料等の多様な資料の収集に努める。
- (6) 出雲の歴史、文化、行政等の郷土に関する資料を次世代に引き継いでいくため、県内の公共図書館、大学図書館等との連携・協力を図りながら、出雲地域に関わる資料の収集に努める。
- (7) 前各号に定めるもののほか、その他必要な資料を収集する。

(収集方法)

第 3 条 資料は、新刊案内、出版目録、書評、リクエスト等多様な情報に基づいて選定し、購入、寄贈等の方法により収集する。

(収集手続)

第 4 条 資料の収集選定は、図書館職員が行うものとし、資料の収集及び所蔵の決定は、図書館長が行うものとする。

2 前項の規定により、資料の収集及び所蔵を決定したときは、その資料の一覧を出雲市教育委員会に提出するものとする。

(運用基準)

第 5 条 基本方針に基づき、資料の充実及び適正な所蔵を図るため、資料の収集に関する運用基準を定めるものとする。

(その他)

第 6 条 この方針の施行に関し必要な事項は、出雲市教育委員会が別に定める。

附 則

この方針は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 28 日教育委員会訓令第 2 号)

この方針は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。